



令和元年 8 月 5 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課
担当者様

日本聴覚障害者公務員会
会長 廣瀬 美貴

意見書

記

私たちは日本各地の国及び地方自治体に勤務する聴覚障害のある公務員を中心とした団体です。その立場から、「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」報告（案）に対する意見募集に関し、以下の意見を提出いたします。

<意見 1 >

報告書(案)第 3 章 1 (2)利用者の範囲及び(3)利用用途について、

9 頁に「法人利用(仕事での利用)については、聴覚障害者が仕事で電話リレーサービスを利用することは、聴覚障害者の社会進出に資することから推奨すべきと考えられる一方、当該法人の企業活動として電話リレーサービスを利用するのであれば、当該法人自らが適切な措置を講ずるべきとも考えられる。」とありますが、聴覚障害職員が一人しかいない地方自治体や財政規模の小さな地方自治体において「地方自治体自らが適切な措置を講ずるべき」となった場合、聴覚障害職員への情報保障の必要性の理解の不足や、財政的な課題によって導入が進まないことが懸念されます。

このため、実施にあたっては、国が積極的に電話リレーサービスの導入・体制について各自治体に必要性の周知や財政的支援を含む働きかけを行うことが必要と考えます。

<意見 2 >

同(5)利用料金について

上記の見地からも、利用者の負担額は法人の場合においても、通常の音声電話と同等のものとしていただきたいと考えます。

<意見 3 >

同(1)対象とする通訳方式について

7 頁に「聴覚障害者の環境は人それぞれであり、手話通訳・文字通訳の中から自らの場面に適した方法を選択できることが望ましい」とありますが、

手話通訳を選択する利用者の場合、オペレーターの守秘義務については理解していても、利用者自身知っている通訳者がオペレーターであった場合、心理的に話すことに抵抗がある人もいると思われます。また LGBT の立場から、異性、同性のオペレーターに話すことに心理的に抵抗がある人もいると思われます。こうしたことも考慮して、選択の際には手話通訳・文字通訳の選択だけではなく、利用者の在住地域・ジェンダーに配慮したオペレーターの適用も可能となるようにする必要があると考えます。

以上